

Contents / 中小企業が知りたい下請法の基礎知識 / 薬機法・景表法のオンラインセミナーを開催しました！

## PICKUP LAW NEWS

## 中小企業が知りたい下請法の基礎知識

「下請法」とはどのような法律かご存知でしょうか？

「名前は知っているけど、内容までは詳しく知らない」という方もいらっしゃるのではないでしょうか。

下請法は、会社間の規模や交渉力の格差を原因として生じうる不平等・不当要求等から下請会社を守るために制定された法律で、正式名称を「下請代金支払遅延等防止法」といいます。

下請法は、元請会社に4つの義務と11の禁止事項を課しています。

この記事では、「下請法とはどのような法律か」「下請法に違反するとどうなるか」「下請法に違反しないためにはどうすればいいか」を解説いたします。

## 下請法が適用される場合

下請法は、元請会社と下請会社の間に一定程度の資本力の差がある場合に適用されます。

具体的な要件は業種によって異なり、たとえば、製造業、ソフトウェア業、運送業の下請においては、次のような委託契約が適用対象になります。

- ・資本金3億円超の企業vs資本金3億円以下企業又は個人
- ・資本金1千万円超3億円以下の企業vs資本金1千万円以下の企業または個人

## 下請法の規制の概要

## 元請会社の義務

下請法は、元請会社に対して、次の4つの義務を課しています。

- ①発注の際に必要事項を記入した書面を交付する義務
- ②支払代金の支払期日を定める義務
- ③下請取引の内容を記載した書類を作成して保存する義務
- ④支払いが遅延した時は遅延利息を支払う義務

これは、下請の内容や取引状況を明確化することで、元請会社が不当な利益を得る契約・取引になるのを防ぐための規制です。

また、支払期日や遅延利息を明確に決めてることで、期日通りに下請代金が支払われるのを確保しようとしているのです。

## 元請会社の禁止事項

下請法は11の禁止事項を設けており、このうち、元請会社が知らないうちに違反状態になりやすいものをお紹介します。

## ①買いたたき

買いたたきとは、下請代金の額を決定するときに、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることをいいます。

買いたたきには次のようなパターンがあります。

1. 一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
2. 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。



Author 弁護士 小林由佳  
KOBAYASHI YUKA

長崎県出身。会社を健全に成長させていくために、法的トラブルの予防やトラブル発生時に迅速に対応できる体制整備のサポートをさせていただきます。

3. 合理的な理由がないにも関わらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者よりも低い下請代金の額を定めること。
4. 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。
5. 同種の給付について、特定の地域または顧客向けであることを理由に通常の対価よりも低い単価で下請代金の額を定めること。

取引開始時は適正な価格で設定していたとしても、その後の原材料の高騰等により、不適切な価格になることもあります。

継続的に取引をしている場合、従前の価格に据え置いてしまいがちですが、下請法は、取引開始後に下請価格が不適切になった場合は、元請会社に交渉に応じるなどの対応を義務付けています。

これまで問題なかった取引が、時間の経過によって下請法違反となって指導の対象になったり、違反金(課徴金)の支払いを命じられることがあります。

## ②減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うことを全面的に禁止して

います。

このような行為を「減額」といいます。

減額の名目、方法、金額の多少を問わず、下請事業者と合意があっても違反となります。

減額には次のようなパターンがあります。

1. 単価の引下げ要求に応じない下請事業者に対して、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。
2. 「製品を安値で受注した」または「販売拡大のために協力して欲しい」などの理由で、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。
3. 販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、下請代金を減額すること。
4. 下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価改定されたが、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及して適用すること。
5. 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。
6. 下請事業者と合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金の額から差し引くこと。
7. 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

### ③他の禁止事項

買いたたき、減額の他に、次の行為が禁止されています。

1. 下請代金の支払遅延
2. 受領拒否
3. 不当返品
4. 物の購入強制・役務の利用強制
5. 有償支給原材料等の対価の早期決済
6. 割引困難な手形の交付
7. 不当な経済上の利益の提供要請
8. 不当な給付内容の変更・やり直し
9. 報復措置

## 下請法の執行が強化される？

昨今の新型コロナウイルスの蔓延や、ウクライナ情勢の悪化により、様々な業種で原材料価格の高騰が進んでいます。

これによって、従来の販売価格を維持して利益を確保したい元請会社が下請会社に対して不当な要求をしたり、元請会社が買いたたきをするケースが増加しています。

このような状況を受け、2022年の1月に、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(いわゆる「下請法ガイドライン」)が改定されました。

ガイドラインの改正のポイントは2つあります。

### ①下請会社からの価格引上げの求めに対する親会社の回答義務を課したこと

改正前は、「下請業者が単価の引き上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来通りの単価を据え置くこと」が買いたたきに当たるとされていました。

改正後は、「下請業者が単価の引き上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請業者に回答することなく、一方的に従来通りの単価を据え置くこと」とされ、元請会社が回答しないことが買いたたきの要件に加えられました。

### ②取引価格の再検討の際、親会社に明示的な協議を行う義務を課したこと

下請会社から取引価格を再検討したいという要望を受けたとき、元請業者は、形式的に話し合いの場を設けるのでは足りず、「明示的に協議すること」まで要求されることになりました。

## 下請法に違反するとどうなる？

下請法に違反が発覚するきっかけとしては、公正取引委員会もしくは中小企業庁による書面調査、あるいは下請業者からの申告が多いです。

下請法違反が疑われた場合、当局が元請業者に立入り検査等を行い、事実関係を調査します。

下請法違反とされた場合、その態様が

悪質・重大であれば「勧告(公表)」がなされますが、大半は状況改善や再発防止の「指導」にとどまることが多いです。

元請業者が勧告に従わない場合は、排除措置命令や課徴金(違反金)納付命令などのより重い制裁が課されます。



## 元請業者の皆様へ

### 下請法に違反しないためのポイント

下請法に違反しないためには、まずは何よりも、下請法の適用範囲になっている取引の状況把握が必要です。

まずは会社が行っている取引のうち下請法の適用対象になる取引を洗い出し、実際に取引に携わる部署・人材との間で下請法の基本的知識を共有する必要があります。

また、社会情勢が目まぐるしく変化している昨今においては、これまで問題なかった取引についても原材料の高騰などで不公正な下請代金となっていないか再確認する必要があります。

## 下請業者の皆様へ

### 「下請法いじめ」かなと思ったら

「支払日を過ぎても代金が支払われない」、「原材料が高騰しているのに単価の引き上げに応じてもらえない」、「元請け業者から突然取引を停止させられた」といった取引上の悩みでお困りの場合、元請業者の行為は下請法違反に当たる可能性があります。

そのようなときは弁護士にご相談ください。

弁護士にご依頼いただくことで、元請業者との交渉に関するアドバイスを行ったり、代理人として交渉や裁判上の手続を行うことができます。

## INFORMATION

# 薬機法・景表法のオンラインセミナーを開催しました！

4月25日に、弊所主催のオンラインセミナー「最新の摘発事例で学ぶ！違反にならない広告表現がわかる薬機法・景表法セミナー」を開催いたしました。

司会を弁護士小林由佳が、講師を弁護士荻野哲也が務めました。

薬機法や景表法は広告にかかる事業者様にとって重要な法律で、特にサプリメントや健康食品を販売する会社では薬機法への理解が必須となります。

今年の10月からはいわゆる「ステマ」を規制する制度もスタートします。

今回のセミナーでは実際の摘発事例を取り上げながら、どのような広告表現が違反となり、どうすれば違反とならないのか具体的に解説いたしました。

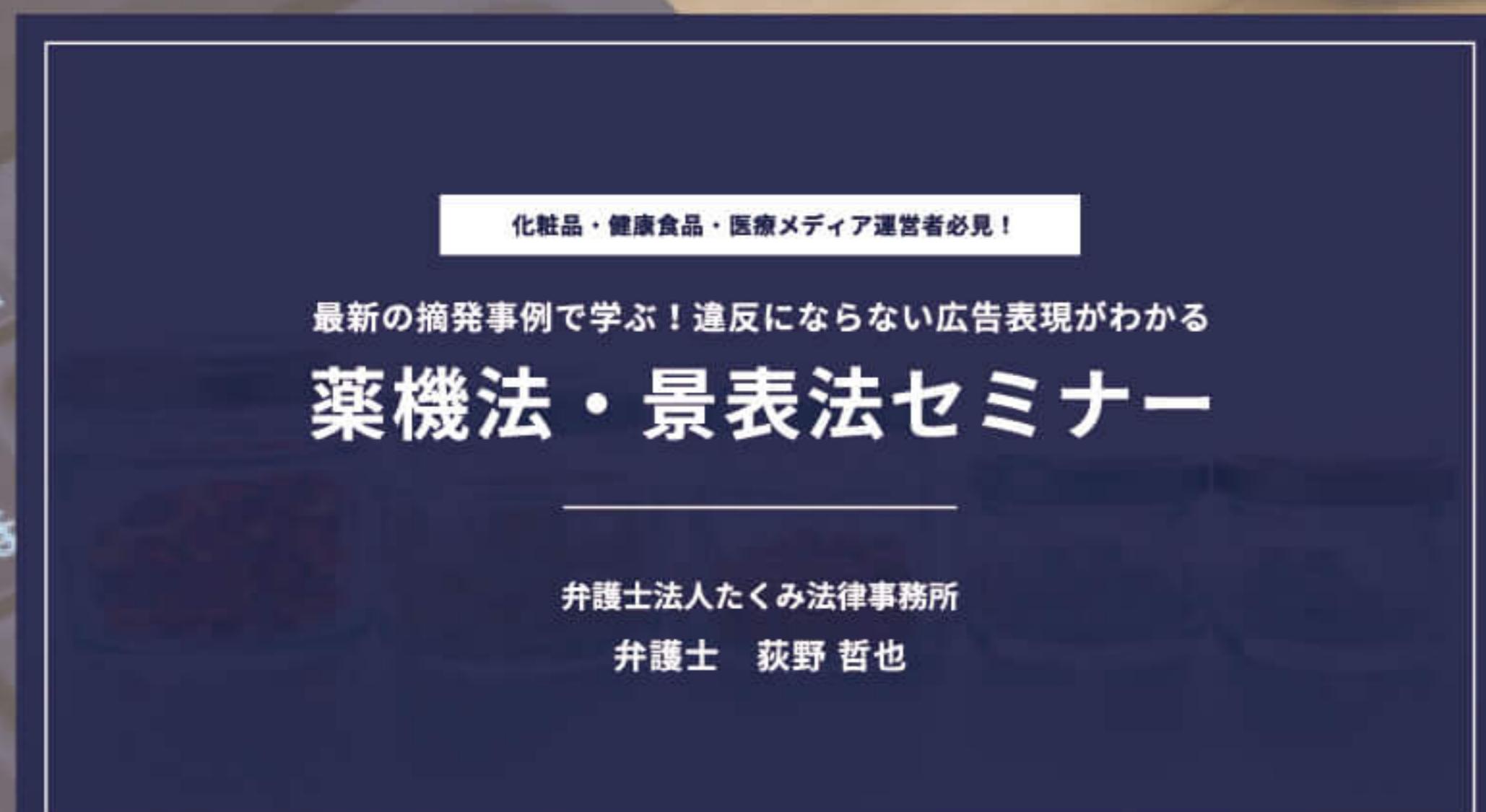


TABLE OF CONTENTS

- 1 薬機法・景表法の規制に関する概要
- 2 薬機法改正（措置命令と課徴金）
- 3 最新事例
- 4 その他違反事例と言い換え表現
- 5 ステマ規制
- 6 おわりに



事務所概要

事務所名	弁護士法人たくみ法律事務所
所在地	[福岡オフィス] 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通三丁目6番15号 NMF天神南ビル10F [北九州オフィス] 〒802-0003 北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8F
代表弁護士	宮田 卓弥(福岡県弁護士会所属 登録番号:29660)
所属弁護士数	福岡オフィス:9名 北九州オフィス:2名 (2023年4月時点)
実績	顧問先数約100社(法人全体)

全国的に珍しい「会社側(使用者側)専門」の法律事務所です

最新の摘発事例で学ぶ！違反にならない広告表現がわかる。薬機法・景表法セミナー TAKUMI LAW OFFICE